

令和3年度

# 事業計画

自 令和3年4月1日

至 令和4年3月31日

公益社団法人全国老人保健施設協会



## 令和 3 年度事業計画

(令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日)

### 〔総則〕

全国の介護老人保健施設（以下、老健施設）の一致協力によって、高齢者等が自立して生活できるよう、地域社会の健全な発展を図るとともに、保健医療サービス及び福祉サービスの質の確保・向上に係る調査研究等を行い、もって高齢者等の保健医療の向上及び福祉の増進に寄与することを目的に、各種事業を実施する。

令和 2 年 1 月より猛威を振るっている新型コロナウイルスに対し、ワクチンの開発等が報じられているが、収束に関する見通しは立っていない。令和 3 年度は、第一にコロナ禍での事業実施を念頭に、極力 3 密を避け感染拡大防止に配慮した事業展開を図る。

令和 3 年度は介護報酬改定の初年度にあたり、創設された科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence : 名称 LIFE）に対応するため、会員施設においては ICT 環境整備等、老健施設における運営の対応が求められる。さらに令和 6 年度の診療報酬及び介護報酬の同時改定に向けた基礎データを収集するため、必要な各種調査を実施する。

また、昨年度コロナ禍によって中止を余儀なくされた各種研修事業については、オンラインでの開催等、今後の適切な開催方法等を検討し、準備が整ったものから順次実施する。

この他、令和 3 年度は第 8 期介護保険事業計画がスタートするとともに、持続可能な「全世代型社会保障制度」の構築、「地域共生社会の実現」といった国の施策が進行しており、その中で老健施設の機能・役割が適切に評価され、地域の貴重な社会資源として地域貢献ができるよう、諸制度の改正を見据えた諸事業を実施する。

今回のコロナ禍も近年相次ぐ大規模自然災害と同様に、災害時の老健施設相互支援体制の一層の整備や継続課題である人材確保・育成と離職対策及び施設における安全推進について取り組む。

これらを踏まえて、関係機関及び関係団体との調整と協議を積極的に図り、これまで以上の介護と医療の連携強化を目指して、アフターコロナの新時代に対応できる組織体制を構築していく。

以上を達成するため、次に掲げる諸事業を多角的に実施していく。

## 1 会議

### (1) 社員総会

① 定時社員総会は、定款第 16 条第 1 項の規定に基づき、年 1 回開催する。開催の時期は、6 月とする。

② 臨時社員総会は、定款第 16 条第 2 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

### (2) 理事会

① 定例理事会は、定款第 38 条第 2 項の規定に基づき、年 2 回以上開催する。開催の時期及び回数は、6 月に 1 回、2 月に 1 回とする。

② 臨時理事会は、定款第 38 条第 3 項の規定に基づき、必要に応じて開催する。

### (3) 支部長会

支部長会は、必要に応じ開催し、各支部で集約された要望や意見等について意見交換を行うほか、介護保険制度等の国及び自治体の動向についての情報交換を行う。

### (4) 正副会長会

正副会長会は、定例的に開催し、緊急に対処すべき課題及び事業計画の執行についての検討を行う。

### (5) 常務理事会

常務理事会は、定例的に開催し、各委員会活動等の内容を協議し、事業計画の執行等について検討を行う。

### (6) 支部事務担当者会

支部活動や各支部の要望・意見等の意見交換を行い、協会本部と支部事務局との連絡を密にし、事業の運営に生かすことを目的として開催する。

### (7) 常設委員会及び特別委員会

各委員会は、必要に応じ開催し、事業実施上の諸問題、懸案事項等について検討する。

## 2 第 32 回全国介護老人保健施設大会 岐阜

新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止のため、第 32 回大会は開催中止とする。

## 3 教育事業

老健施設におけるサービスの質の維持・向上を図り利用者及びその家族に良質なサービスを提供することを目的として、理念教育・専門性の向上・

職員のスキルアップ、そして施設の安定経営等に資する情報提供を含めた各種研修事業等を実施する。

(1) 職員基礎研修事業

老健施設の理念を中心に、職員として必須の基礎的知識の修得を目的とし、実務経験 2 年未満の老健施設職員等を対象とした各職種合同の研修会を実施する。

(2) 実地研修事業

実技修得を中心とする研修を 2 コース設定し、本協会が指定した施設において実施する。

- ・ A コース（基礎実技修得コース）原則、老健勤務 1 年以上の職員対象
- ・ B コース（専門実技修得コース）原則、老健勤務 2 年以上の職員対象

(3) 管理者(職)研修事業(独立行政法人福祉医療機構の後援予定)

独立行政法人福祉医療機構の後援を得て、地域を支える老健施設となるために、老健施設の基本理念、管理者としての基礎知識、行政の動向等について、老健施設の管理者等を対象とした研修会を実施する。

(4) 中堅職員研修事業

老健施設における中堅クラスの職員としてのスキルアップを目的に、実務経験 5 年程度の老健施設職員等を対象とした研修会を実施する。

(5) ケアマネジメント研修事業

ケアの質の向上に資する為に、ケアマネジメントの実施と評価に必要な視点・知識・技術の習得及び R4 システム普及を目的とした研修会を実施する。

(6) リハビリテーション研修事業

老健施設におけるリハビリテーションについて、最新情報や実務者として必要な知識を修得することを目的とした研修会を実施する。

(7) 医師研修事業

老健施設における医師の役割、医学的知識等について理解を深めることを目的に、老健施設の医師を対象とした研修会を実施する。

(8) 管理医師総合診療研修事業

老健施設の管理医師として必要な医学管理の知識等を修得するとともに、「所定疾患施設療養費 II」の算定要件となる「感染症対策に関する研修」の基準を満たす研修として、前年度に引き続き一般社団法人日本老年医学会と共催（協力：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター）で「老人保健施設管理医師総合診療研修会」を、医師を対象として実施する。

#### (9) 認知症ケア研修事業

「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」の算定要件並びに「認知症患者リハビリテーション料」の施設基準となる「認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修」を、医師を対象として実施する。

#### (10) 看護職員研修事業

老健施設のチームケアの中で看護職員が果たすべき役割等についての理解を深めること等を目的とした、看護職員対象の研修会を実施する他、必要に応じて公益社団法人日本看護協会と協力し事業に取り組む。

#### (11) 通所リハビリテーション研修事業

在宅生活を支援することを目的に老健施設に通所リハビリテーション事業所が併設されていることから、老健施設における通所リハビリテーションの役割や連携等について理解を深めることを目的とした研修会を実施する。

#### (12) 看取り研修事業

利用者が最期までその人らしく過ごせるように、老健施設における適切な看取り・ターミナルケアを学ぶことを目的とした研修会を実施する。

#### (13) 生活行為向上リハビリテーション研修事業

生活行為向上リハビリテーション加算の算定要件となる「生活行為の内容の充実を図るための研修」を理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を対象として実施する。

#### (14) 老健施設経営セミナー事業(独立行政法人福祉医療機構との共催予定)

老健施設の基本理念の周知徹底及び本協会活動の周知を目的として、独立行政法人福祉医療機構が実施する「介護老人保健施設経営セミナー」を共催する。

### 4 制度対策事業

介護保険制度に関する最新情報等をホームページ等で随時発信する等、老健施設の運営に資する諸々の情報提供を行う。

また、令和 3 年度介護報酬改定が施設の運営及び経営に与える影響等について実態調査等の実施により課題を把握し、対策を検討する。

### 5 認定資格制度事業

#### (1) 認知症ケア研修事業

「3 教育事業 (9) 認知症ケア研修事業」を実施する。

(2) リスクマネジャー資格認定事業

- ① リスクマネジャー養成講座を実施する。
- ② リスクマネジャー受験支援のため、インターネット環境を利用した模擬試験を実施する。
- ③ リスクマネジャー資格認定のための試験を実施する。
- ④ リスクマネジャー資格更新のための試験等を実施する。
- ⑤ リスクマネジャー資格認定制度ホームページを改訂する。
- ⑥ 上記①③④の実施要件等については、必要に応じて検討を行う。

(3) 生活行為向上リハビリテーション研修事業

「3 教育事業 (13) 生活行為向上リハビリテーション研修事業」を実施する。

(4) 管理医師総合診療研修事業

「3 教育事業 (8) 管理医師総合診療研修事業」を実施する。

この他、老健施設のサービスの質の向上を図るための各種認定資格制度の創設や事業を円滑に運用するため、企画・検討等を行う。

6 調査研究事業

(1) 介護保険制度と老健施設のあり方、老健施設の運営に資する調査研究事業

老健施設が地域の社会資源として、その役割・機能を十二分に発揮する方策を検討するため、必要に応じて老健施設のあり方・課題等について各種調査研究を行う。

(2) 業務マニュアル見直し等のための研究事業

電子書籍「より良きケアを提供するための老健施設ハンドブック」、業務マニュアル等について、必要に応じて改訂を行う。

(3) その他

感染症対策等、必要に応じて諸調査を実施する。

7 広報出版事業

(1) 機関誌『老健』出版事業

より読まれる機関誌を目指して年 12 回定期刊行し、会員施設及び行政・関係団体に送付する他、購読希望者に頒布する。

(2) ICT を利用した広報活動

広く国民に向けて老健施設や介護に関する情報、介護報酬改定に関する情報を届けるためにスマートフォンやタブレット利用者向けの情報発信を強化する。その他、ホームページ（動画配信を含む）やメールマガ

ジン、LINE 公式アカウントを利用し、会員施設運営に資する本協会の活動報告や行政の動向等の各種最新情報を迅速に提供する。

### (3) 『介護白書』 出版事業

『介護白書』を年 1 回発行し、会員施設及び関係団体（マスコミ関係、及びリハビリ専門学校等）に送付する。

### (4) その他

施設運営に関連する情報提供を目的とした施設関係者向けリーフレット作成・改訂等を必要に応じて行う他、“ROKEN くん”を活用する。また、引き続き「全老健 FAX ニュース」を発行し、迅速な情報提供を行う。

## 8 ICT 関連事業

上記「7 広報出版事業 (2) ICT を利用した広報活動」の他、老健施設の人材確保に資するため、引き続き求人情報サイトの使用を会員施設に無料提供する。

## 9 老健施設人材確保・育成対策事業

老健施設における多様な介護職員の人材確保・育成対策の一環として、元気高齢者の活用、働き方改革による新制度等に関する情報提供を行う。また、有料職業紹介事業者や外国人介護職等の実態について継続調査を行うと共に、課題や支援策等についての検討を行う。引き続き、介護のしごとに関してポジティブなイメージを発信していく。

この他、国等が実施する介護人材等の育成・確保に関する事業に引き続き協力する。

## 10 安全推進事業

年 2 回春と秋に安全推進月間を設定し、老健施設における安全対策について啓発・普及を図るとともに、老健施設職員等を対象とした安全推進セミナーを開催する。

## 11 災害対策事業

今後の災害等に備え「全老健災害相互支援プロジェクト DMSP (Disaster Mutual Support Project for ROKEN)」の体制整備のあり方等について検討する。



## 12 常設委員会事業

### (1) 総務・企画委員会

事業計画・事業報告案、予算・決算案の検討、関係各方面に対する折衝及び要望活動等を積極的に展開し要望事項の実現をめざす。必要に応じて記者会見を実施する。

また、定款及び定款施行規程の検討、諸規程の検討、全国大会の開催地等の検討、国や関係機関からの補助金等の検討をする。

この他、積極的に情報提供等を行い、会員の加入促進を図る。

### (2) 管理運営委員会

老健施設における在宅支援機能を推進するための施設運営のあり方について課題を把握し、その対応について情報提供を行うことを目的にセミナーを開催する。

また、リスクマネジャーの養成を推進するための「5 認定資格制度事業 (2) リスクマネジャー資格認定事業」や、「10 安全推進事業」、「11 災害対策事業」等、老健施設の適正な管理運営の強化に資するための諸事業を展開する。

### (3) 研修委員会

「3 教育事業」に掲げた各種研修会等について、社会情勢等を踏まえて Web により実施するとともに、参加者のニーズに沿った研修の実施方法及びカリキュラムに関する検討を行う。また、全国大会の運営における課題について協議等を行う他、老健施設における看護の在り方等について検討する。

### (4) 学術委員会

老健施設の質の向上と職員の技術の向上に寄与すべく、関連する各領域の調査・研究等を会員施設の協力を得て実施する。

また、必要に応じて研修委員会と協力して「3 教育事業」に関する検討を行うほか、「全老健版ケアマネジメント方式～R4 システム～」の広報・普及等を図る。

### (5) 社会保障制度委員会

「4 制度対策事業」に資するため、次期介護報酬改定を見据えた以下の活動を行う。(必要に応じ他委員会等と連携)

- ①介護保険制度や老健施設に関連する最新情報の提供
- ②介護保険制度等に関連する研修会等の企画・開催(研修委員会と連携)
- ③介護報酬改定前後の老健施設の施設運営及び施設経営実態等の把握を目的とした各種調査の実施
- ④介護保険制度を含む社会保障制度に関するあり方の検討、根拠デー

## タの収集・分析

その他、社会保障制度等に関連する問題点・課題、要望等について検討する。

### (6) 名誉・倫理諮問会議

表彰規程に定める、公益社団法人全国老人保健施設協会表彰及び介護老人保健施設事業功労者厚生労働大臣表彰、また、安全優良職長厚生労働大臣顕彰に関する審査を行うとともに、老健施設における倫理的な問題等の取扱について検討を行う。

### (7) 学術倫理委員会

学術倫理審査規則に定める臨床研究・疫学研究等に関する審査を行う。

### (8) 広報情報委員会

「7 広報出版事業」、「8 ICT関連事業」を実施するため、機関誌『老健』編集・発行、ニューズペーパーやリーフレットの企画・作成、メールマガジン<e-roken>の編集・配信、ホームページの管理・運営、SNSアカウントの管理・情報発信、等を行う。

また、上記各種媒体を活用し、本協会の活動内容及び介護保険制度等についての効果的な広報のあり方について検討する。

### (9) 人材対策委員会

「9 老健施設人材確保・育成対策事業」を実施するため、様々な地域性や動態を背景とする老健施設の適切な人材確保等のあり方について課題を把握し、その対応について検討を行う。

## 13 特別委員会事業

緊急に検討すべき事項や常設委員会では対処が難しい事項、多角的に検討すべき事項等に関しては、必要に応じ特別委員会を設置して対処する。

## 14 高齢者ケア懇話会

老健施設が国民に正しく理解され、また地域の社会資源として適切に利用されるため、広く学識経験者・マスコミ関係者等の参集を求め、老健施設及び本協会の活動について意見を頂戴し、これを本協会の活動に生かすことを目的として、関係団体・記者及び有識者等との懇話会を開催する。